

京都市告示第 563 号

平成 17 年 3 月 31 日京都市告示第 475 号（平成 17 年度一般廃棄物処理計画）の全部を、平成 18 年 4 月 1 日から次のように改めます。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市長 榊本 頼兼

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 16 条の規定に基づき、平成 18 年度京都市一般廃棄物処理計画を次のように定めます。

#### 平成 18 年度京都市一般廃棄物処理計画

##### 1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ	688,400 t / 年
(2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体	
	(犬、猫等) 11,384 個 / 年
	(実験用動物) 18 t / 年
(3) し尿及び浄化槽汚泥	35,000kl / 年

##### 2 一般廃棄物の発生抑制・再資源化の方法

「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21～」に基づき、次のような取組を進めることにより、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進を図る。

###### (1) 発生抑制の方法

ア 普及啓発活動

市民のごみ減量意識を高めるとともに、自主的な活動を促進するため、広報媒体、啓発冊子、まち美化を語る会、施設見学会及び不用品リサイクル情報案内システムの活用等による市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

#### イ ごみ減量・リサイクル推進体制

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量を推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

#### ウ ごみ減量推進員経験者の育成

地域でのごみ減量やリサイクルに関する活動を推進するため、ごみ減量推進員経験者の育成に取り組む。

#### エ ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）推奨制度

容器・包装材の減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）」として認定し、その利用を市民に推奨する。

#### オ 家庭系一般廃棄物への有料指定袋制の導入

家庭系一般廃棄物のうち定期ごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装について、経済的インセンティブによるごみ減量を図るため、本年10月から有料指定袋制を導入する。

#### カ 事業系一般廃棄物の減量指導

事業系廃棄物の減量を促進させるため、事業用大規模建築物の所有者等に対する減量指導を行う。

#### キ 事業系一般廃棄物用透明袋の推奨

一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する事業系一般廃棄物につい

て、京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

## (2) 再資源化の方法

### ア 資源ごみ収集

再資源化を図るため、家庭から排出される缶・びん・ペットボトルの全市収集を継続する。なお、繰り返し使用できるリターナブルびん（生きびん）については、その再使用を促進するための拠点回収制度の普及促進を図る。

小型金属類については、試行実施を継続するとともに、本格実施に向けて検討及び課題の整理等を行う。

プラスチック製容器包装については、市内全世帯の約1割を対象とした分別収集を継続するとともに、来年度を目途とする分別収集の全世帯拡大に向けた取組を推進する。

また、紙パック及び使用済み乾電池の拠点回収を促進するとともに、小学校給食用紙パックについても、再資源化をより一層促進する。

更に、今年度からの新たな取組として、蛍光管の拠点回収を開始する。

### イ コミュニティ回収制度の普及促進

町内会等の地域コミュニティが主体となって古紙類、缶及びびん等の多様な資源を回収する、コミュニティ回収制度の普及促進を図る。

### ウ 破碎処理施設及び焼却施設からの鉄分回収

大型ごみの破碎処理過程において、鉄分を回収する。

### エ 秘密書類の再資源化

事業所から排出される秘密書類について、本市、排出業者及び回収業者が連携し、リサイクルシステムを促進する。

オ 民間施設における事業系一般廃棄物の再資源化

事業系一般廃棄物のうち、樹木剪定枝、廃木材及び食品廃棄物など再資源化が可能なものについては、本市内及び周辺地域の民間施設における再資源化の促進を図る。

カ 廃食用油の回収及び燃料化

廃食用油の拠点回収については、専用回収容器の設置等により、日常的な地域住民からの油の受入体制を拡充する。

回収した廃食用油は、燃料化施設において燃料化を行う。

キ 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器再商品化法の対象である家電4品目が適正にリサイクルされるよう、構築したシステムを維持するとともに、普及啓発活動を実施する。

ク 家庭用パソコン

資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコンのリサイクル制度について普及啓発活動等を行い、制度の円滑な運営を図る。

### 3 処理計画

(1) ごみ

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

次の図のとおり。

処理区分 処理主体等	収集・運搬		処理方法
	処理主体	量	
種類 家庭系ごみ	定期ごみ	270,400t/年	焼却 破砕 再資源化
	缶・びん・ペットボトル	18,400t/年	
	小型金属類	140t/年	
	プラスチック製容器包装	1,280t/年	
	紙パック	100t/年	
	乾電池	50t/年	
	蛍光管	10t/年	
	廃食用油	120t/年	
	大型ごみ	6,100t/年	
	一時多量ごみ	3,200t/年	
	街頭ごみ容器のごみ	2,100t/年	
	不法投棄ごみ	271,200t/年	
	事業者収集ごみ	95,500t/年	
持込ごみ	19,800t/年		
事業系ごみ	計	688,400t/年	

中間処理 破砕・焼却・再資源化			処理方法
処理方法・処理主体別の量	残渣量	再資源化	
<焼却>市 577,300 t/年			焼却
<破砕>市 57,200 t/年	(破砕後) 55,700t/年 (鉄分回収) 1,500t/年	再資源化	
<再資源化> 【内訳】市			焼却
缶・びん・ペットボトル 15,640 t/年 小型金属類 140t/年 プラスチック製 容器包装 1,030t/年 紙パック 100t/年 乾電池 50t/年 蛍光管 10t/年 廃食用油 120t/年 許可業者等 剪定枝 6,200t/年 廃木材 5,300t/年 食品廃棄物2,500t/年	残渣 3,010t/年		

最終処分 埋立処分	
処理主体	埋立量
市	京都市埋立施設 (不燃物) 19,800 t/年 (焼却残渣) 96,700 t/年  大阪湾広域処理場 (焼却残渣等) 11,400 t/年
合計	127,900t/年

持込ごみには、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条に規定する産業廃棄物を含む。

イ 収集・運搬の概要

(ア) 種類及び収集方法

種類		概要	収集回数	収集方法	
家庭系ごみ	定期ごみ		週2回。ただし、精霊送りの供物及び年末年始は、特別作業の日程による。	ポリ袋による定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、容器による供物受納場所からの収集。	
	資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	週1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。		ポリ袋による定点収集
		小型金属類	月1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。		ポリ袋による定点収集
		プラスチック製容器包装	週1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。		ポリ袋による定点収集（収集対象地域(*)に限る。）
		紙パック	随	時	拠点回収（市内約290箇所）
		乾電池	随	時	拠点回収（市内約80箇所）
		廃食用油	随	時	拠点回収（市内約960箇所）
		蛍光管	随	時	拠点回収（市内約40箇所）
		大型ごみ	申込みによりそのつど		各戸収集
	一時多量ごみ	申込みによりそのつど		各戸収集	
	街頭ごみ容器のごみ	随	時	街頭ごみ容器からの収集	
	不法投棄ごみ	随	時	不法投棄箇所からの収集	
	事業系ごみ	業者収集ごみ			
		持込ごみ			

(\*)プラスチック製容器包装分別収集の対象地域

北区	上賀茂今井河原町，上賀茂桜井町，上賀茂岩ヶ垣内町，上賀茂菖蒲園町，上賀茂藪田町，上賀茂高縄手町，上賀茂石計町，上賀茂荒草町，上賀茂御菌口町，上賀茂池殿町，上賀茂中大路町，上賀茂南大路町，上賀茂烏帽子ヶ垣内町，上賀茂蟬ヶ垣内町，上賀茂土門町，上賀茂向縄手町，上賀茂松本町，上賀茂榊田町，上賀茂畔勝町，上賀茂池端町，上賀茂豊田町，上賀茂本山（一部），上賀茂山本町，上賀茂藤ノ木町，上賀茂北大路町，上賀茂竹ヶ鼻町，上賀茂向梅町，上賀茂梅ヶ辻町，上賀茂岡本町，上賀茂岡本口町，上賀茂深泥池町，上賀茂挾間町，上賀茂ヶシ山，小山北玄以町（一部），小山西玄以町（一部），小山東玄以町，小山元町，小山東元町，小山西元町（一部），小山上内河原町，小山花ノ木町（一部），小山板倉町（一部），小山初音町（一部），小山上板倉町及び小山上花ノ木町
上京区	扇町，米屋町，大猪熊町，大宮町，栄町，新夷町，梶井町，真如堂前町，真如堂突抜町，染殿町，革堂内町，大原口町，大原口突抜町，表町，一真町，三栄町，二神町，三芳町，相生町，青竜町，鶴山町，不動前町，阿弥陀寺前町，歓喜寺前町，上片原町，桜木町，藪之下町，毘沙門町，立本寺前町，幸神町，下御輿町，柳風呂町，上塔之段町，下塔之段町，松之木町，上神輿町，北横町，毘沙門横町，十念寺前町，本満寺前町，九軒町，北之辺町，後藤町，東桜町，荒神町，宮垣町，亀屋町，上生洲町，松蔭町，新烏丸頭町，出水町，上之町，中之町，信富町（一部），錦砂町，袋町，柵屋町，俵屋町，真町及び南町
左京区	聖護院蓮華蔵町，聖護院山王町（一部），下堤町，中川町，秋築町，石原町，吉永町，杉本町，難波町，新先斗町，新生洲町，孫橋町，大菊町，新車屋町，新東洞院町，頭町，正往寺町，北門前町，東門前町，南門前町，法皇寺町，福本町，和国町，菊鋒町，讚州寺町，法林寺門前町，超勝寺門前町及び高野西開町（一部）
中京区	塩屋町，橋東詰町，柳水町，猩々町，三条油小路町，橋浦町，池須町（一部），本能寺町，元本能寺町，六角油小路町，越後町，越後突抜町，壺屋町，古西町，元本能寺南町，山田町，亀屋町，蟻螂山町，空也町，藤本町，藤西町，堀川町，三文字町，錦堀川町，西ノ京西鹿垣町，西ノ京左馬寮町，聚楽廻中町，聚楽廻東町，聚楽廻西町，聚楽廻松下町，西ノ京両町，西ノ京上平町，西ノ京右馬寮町，西ノ京車坂町及び西ノ京南両町

東山区	朱雀町，上人町，東橋町，西橋町，鞆町一丁目，豊浦町，鍵屋町，大阪町，正面町，蛭子町北組，蛭子町南組，本町一丁目，本町二丁目，本町三丁目，本町四丁目，本町五丁目，本町新五丁目，本町新六丁目，上堀詰町，下堀詰町，大和大路一丁目，大和大路二丁目，石垣町東側（一部），石垣町西側，北棟梁町，袋町，上棟梁町，下棟梁町，西棟梁町，塗師屋町及び西之門町（一部）
山科区	栂辻池尻町（一部），西野山中烏井町（一部），勸修寺西金ヶ崎（一部），勸修寺柴山，勸修寺堂田（一部），勸修寺冷尻（一部），西野阿芸沢町（一部），西野様子見町（一部），西野離宮町（一部），四ノ宮小金塚，四ノ宮行者谷，四ノ宮熊ヶ谷，大塚南溝町，大塚丹田，大塚高岩（一部），大塚大岩（一部），東野門口町（一部），日ノ岡堤谷町，日ノ岡朝田町（一部），御陵封ジ山町，御陵山ノ谷，御陵原西町，御陵大岩（一部），御陵上御廟野町，御陵牛尾町，御陵別所町（一部），御陵大谷町，御陵池堤町，御陵黒岩，御陵檀ノ後，御陵岡ノ西及び御陵天徳町（一部）
下京区	安土町，西橋詰町，須浜町，植松町，石不動之町，上鱗形町，下鱗形町，本覚寺前町，松原中之町，忠庵町，柏屋町，本上神明町，本神明町，堅田町，万寿寺町，亀屋町，塩竈町，鍛冶屋町，官社殿町，俵屋町，樋之下町，本燈籠町，杉屋町，朝妻町，万寿寺中之町，福田寺町，藪下町，布屋町，月見町，富永町，材木町，中野之町，徳万町，小田原町，元両替町，坂東屋町，玉津島町，弁財天町，高砂町，御供石町，長刀切町，悪王子町，吉水町，俊成町，玉屋町，大堀町，大江町，深草町，五条烏丸町，岩戸山町，堀之内町，菊屋町，御影町，繁昌町，高辻町，骨屋町，小島町，薬師前町，大政所町，二帖半敷町，釘隠町，山王町，白楽天町，水銀屋町，童侍者町，函谷鉾町（一部），月鉾町（一部），郭巨山町（一部），新釜座町，四条町，鶏鉾町，善長寺町，船鉾町，糸屋町，矢田町及び菅大臣町
南区	久世大築町，久世大藪町，久世上久世町，久世中久世町，久世川原町，久世高田町，久世築山町，久世殿城町，久世中久町及び久世東土川町
右京区	花園馬代町，花園良北町，花園猪ノ毛町，花園木辻北町，花園巽南町，花園藪ノ下町（一部），花園木辻南町（一部），花園坤南町（一部），花園寺ノ前町，花園伊町（一部），花園寺ノ内町（一部），花園扇野町（一部），花園内畑町（一部），花園鷹司町，鳴滝音戸山町，音戸山山ノ茶屋町，鳴滝藤ノ木町，鳴滝中道町，鳴滝瑞穂町，鳴滝桐ヶ淵町，鳴滝春木町，鳴滝安井殿町，花園内畑町，花園段ノ岡町，花園宮ノ上町，花園寺ノ中町，花園妙心寺町，花園土堂町，花園岡ノ本町，花園大藪町，花園一条田町，花園円成寺町，花園天授ヶ岡町，御室芝橋町，御室岡ノ裾町，御室小松野町，御室豎町，御室

	大内，宇多野柴橋町，龍安寺御陵ノ下町，龍安寺住吉町，龍安寺池ノ下町，龍安寺衣笠下町，龍安寺斎宮町，龍安寺五反田町，龍安寺西ノ川町，龍安寺玉津芝町，龍安寺山田町，龍安寺塔ノ下町，谷口唐田ノ内町，谷口梅津間町，谷口園町，谷口円成寺町及び谷口垣ノ内町
西京区	大枝北沓掛町一丁目，大枝北沓掛町二丁目，大枝北沓掛町三丁目，大枝北沓掛町四丁目，大枝北沓掛町五丁目，大枝北沓掛町六丁目，大枝北沓掛町七丁目，御陵大枝山町一丁目，御陵大枝山町二丁目，御陵大枝山町三丁目，御陵大枝山町四丁目，御陵大枝山町五丁目，御陵大枝山町六丁目，御陵峰ヶ堂町一丁目，御陵峰ヶ堂町二丁目，御陵峰ヶ堂町三丁目，大枝西新林町一丁目，大枝西新林町三丁目，大枝西新林町五丁目及び大枝西新林町六丁目
伏見区	醍醐柿原町，醍醐大高町，醍醐大畑町，醍醐古道町，醍醐廻り戸町（一部），醍醐烏橋町，醍醐御陵西裏町，醍醐折戸町，醍醐川久保町，醍醐高畑町，醍醐北西裏町，醍醐西大路町，小栗栖森本町（一部），京町北八丁目，京町八丁目横町，京町九丁目，京町十丁目，両替町十二丁目，両替町十三丁目，両替町十四丁目，両替町十五丁目，新町十二丁目，新町十三丁目，新町十四丁目，奈良屋町，津知橋町，住吉町，西鍵屋町，中之町，上板橋町，堀詰町，小豆屋町，清水町，榊屋町，越前町，大和町，菱屋町，雁金町，加賀屋町，烏羽町，上神泉苑町，下神泉苑町，菊屋町，榎町，西朱雀町，東朱雀町，黒茶屋町，等安町，樽屋町，白銀町，景勝町，舞台町，北端町，治部町，毛利町，桃山最上町，中島河原田町（一部），横大路下三栖山殿（一部），桃山町金森出雲，桃山羽柴長吉東町，桃山羽柴長吉中町，桃山羽柴長吉西町，桃山筒井伊賀東町，桃山筒井伊賀西町，桃山井伊掃部東町，桃山井伊掃部西町，桃山水野左近東町，桃山水野左近西町，桃山最上町，桃山町丹下，桃山町正宗，桃山福島太夫西町，桃山福島太夫南町，桃山福島太夫北町，桃山長岡越中東町，桃山長岡越中南町，桃山長岡越中北町，桃山毛利長門東町，桃山毛利長門西町，桃山町松平筑前，桃山筑前台町，桃山町鍋島，桃山町松平武蔵，桃山町立売，桃山町泰長老，桃山町本多上野，桃山町伊賀，桃山町三河，桃山町大蔵，桃山町板倉周防，桃山町長井久太郎，桃山町島津，桃山町下野，桃山町根来，桃山町丹後，桃山町美濃，桃山町駿河，桃山町新町，桃山町和泉，桃山町大津町，桃山町西町，桃山町東町，桃山町見附町，桃山町中島町，桃山町遠山，桃山町町並，桃山町西尾，桃山町安芸山，桃山町因幡，桃山町養斎，桃山町日向，桃山町山ノ下，桃山町伊庭，桃山紅雪町，深草西伊達町（一部），深草宮谷町，深草大亀谷敦賀町，深草大亀谷万帖敷町，深草大亀谷岩山町，深草大亀谷古御香町，深草大亀谷安信町，深草大亀谷大谷町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷西寺町，深草大

亀谷大山町，深草大亀谷六躰町，深草兜山町，深草大亀谷東古御香町，深草大亀谷東安信町及び深草大亀谷五郎太町
------------------------------------------------------

(イ) 収集しない一般廃棄物

区 分	品 目 の 例 示
有害な物質を含む一般廃棄物	自動車用鉛蓄電池，二輪自動車用鉛蓄電池，ニカド電池，ボタン型乾電池，P C B使用部品，劇薬・毒物などの薬品類，農薬の入った容器及び使用済み注射針・注射器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ，汚泥及び腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	ガスボンベ，スプレー缶，消化器，石油類の入った容器，塗料や溶剤の入った容器，多量のマッチ，ガラス，刃物，剃刀及び串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車，オートバイ，原動機付自転車，ピアノ，タイヤ，耐火金庫（50 cm角以上），大型モーター及びドラム缶等

(ただし，排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため，その排出方法については，事前に環境局又はまち美化事務所の指示に従うこと。)

ウ 中間処理施設の概要

(ア) 再資源化施設

施 設 名 称	対 象 品 目	処 理 能 力	所 在 地
京都市横大路学園	スチール缶，アルミ缶，ガラスびん及びペットボトル	15 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町277番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同 上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町447番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 ㎏ / 日	京都市伏見区横大路千両松町447番地

J A 京都中央コンポステーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町1092番地の2
ヨードクリーン	同上	40 t / 日 (破碎) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区檜原秤谷39番地の1他合地
木材開発	木くず	200 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町45-1-2
伏見クリエイト	同上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出町4番地の38
カンポ	同上	26 t / 日	京都市伏見区羽束師古川町235番地
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡京市神足落述1番他3筆
カンポリサイクルプラザ	同上	25 t / 日	京都府船井郡園部町高屋西谷51番地2
水口テクノスリサイクルセンター	同上	22.2 t / 日	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本362番地の2及び362番地の28

(イ) 破碎施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター破碎施設	せん断式	80 t / 6時間	京都市左京区静市市原町1339番地
東部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	120 t / 6時間	京都市伏見区石田西ノ坪2番地の18
	せん断式	96 t / 6時間	
南部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	240 t / 6時間	京都市伏見区横大路八反田29番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター	全連続燃焼式	700 t / 日	京都市左京区静市市原町1339番地
東部クリーンセンター		600 t / 日	京都市伏見区石田西ノ坪2番地の18
南部クリーンセンター第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横大路八反田29番地

南部クリーンセンター第二工場		600t/日	
----------------	--	--------	--

(エ) その他

施設名称	余熱利用
東北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房及び発電設備 (15,000kw×1)
東部クリーンセンター	所内給湯, 冷暖房, 発電設備 (4,000kw×2), 温水プール, 老人保養センター, 図書館及び下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,000kw×1) 及び体育館
南部クリーンセンター第二工場	所内給湯及び暖房

エ 最終処分地の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	全体容量	所在地
東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の杜)	1,560,000 m <sup>2</sup>	240,000 m <sup>2</sup>	4,500,000 m <sup>3</sup>	京都市山科区小野御所ノ内町～伏見区醍醐陀羅谷 他
大阪湾広域処理場 (京都市割当分)			129,000 m <sup>3</sup>	大阪湾神戸沖

オ 直接搬入する場合の受入施設

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃ごみ	東北部クリーンセンター	全区	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	18年度の受入期間は18年4月1日から19年3月31日まで (土曜日, 日曜日及び年末年始休業日等を除く。)
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐支所管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全区		
不燃ごみ	東部山間埋立処分地	全区	午前9時から午後4時まで (祝日を除いて昼休みも受入)	

(直接搬入する場合は, 可燃ごみ, 不燃ごみのうち大型のもの及び不燃ごみに区分して, それぞれ別個に処理施設に搬入すること。東

北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。）

カ 本市が設置する一般廃棄物処理施設の受入基準

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	条例第22条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物
焼却施設	可燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
破碎施設	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
	不燃物でない廃棄物
最終処分地	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

(2) 犬、猫等の死体

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

処理区分 処理主体等 種類	収集・運搬		中間処理			最終処分	
			焼却			埋立処分	
	収集主体	収集運搬量	処理主体	搬入量	残渣量	処理主体	処理量
犬、猫等の死体	市	11,384 個/年	市中央斎場	11,384 個/年	20 t / 年	市	20 t / 年
実験用動物の死体	許可業者	17 t / 年	岐阜県平田町(*1)	17 t / 年	0.6 t / 年	三重県上野市(*3)	0.1 t / 年(*4)
		0.5 t / 年	兵庫県猪名川町(*2)	0.5 t / 年	0.05 t / 年	大阪湾処理場	0.05 t / 年

(\*1)岐阜県平田町による許可業者

(\*2)兵庫県猪名川町による許可業者

(\*3)三重県上野市による許可業者

(\*4)残渣量のうち再資源化量を除いた量

イ 収集・運搬の概要

種 類 \ 概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
犬、猫等の死体	申込みによりそのつど	各 戸 収 集
実験用動物の死体	申込みによりそのつど	各 戸 収 集

ウ 施設の概要

施 設 名 称	形 式	処 理 能 力	所 在 地
中央斎場動物炉	バッチ式	4.2 t / 日	京都市山科区上花山旭山町19番地の3
岐阜県平田町 (株)美濃ラボ動物汚物焼却炉	固定式	3 t / 日	岐阜県海津郡平田町今尾1195番地の1
兵庫県猪名川町 (株)猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t / 日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地2

(3) 本市に設置される特定家庭用再商品化法第17条に規定する指定

引取場所

グループ別	住 所 等
Aグループ	京都市伏見区横大路六反畑57-4 (嶋崎運送株式会社)
	京都市南区吉祥院石原堂ノ後町43 (美山運輸株式会社)
Bグループ	京都市南区上鳥羽城ヶ前町57-63 (日本通運(株)京都支店洛南物流センター)

(4) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬及び処理計画

処理区分 処理主体等 種類	収 集 ・ 運 搬			処 理	
	処理主体	量	対象世帯数	処理方法	量
し 尿	市	20,900 kl/年	8,074世帯	下水道投入	20,900 kl/年
浄化槽汚泥	許可業者	14,100 kl/年	3,832世帯	下水道投入	14,100 kl/年

イ 収集・運搬の概要

種 類	概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
し 尿		概 ね 月 2 回	各 戸 収 集
浄 化 槽 汚 泥			

(し尿収集において、し尿収集車による作業が不可能な場所については収集は行わない。下水処理区域となって3年を経過した地区において、し尿収集回数を概ね20日ごととする。)

ウ 施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
生活環境事務所内	下水道投入方式	1,250kl /日	京都市南区西九条森本町83番地

(環境局地球環境政策部循環型社会推進課)